

鳥取県告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年4月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
宝木停車場上光線	変更前	鳥取市気高町下光元字尻振688-3地先から同市気高町下光元字二反田142-7地先まで	3.4~16.2	1,068.0
	変更後	鳥取市気高町下光元字尻振688-3地先から同市気高町下光元字二反田142-7地先まで	11.3~40.8	1,060.0
		鳥取市気高町下光元字北岡639-1地先から同市気高町下光元字フケ田1321地先まで	3.4~16.2	798.0